

社会福祉法人愛隣園役員・委員等に対する報酬及び費用弁償

(趣旨)

第1条 社会福祉法人愛隣園（以下「役員等」という。）の報酬及び費用弁償並びにその支給に関する必要な事項を定めるものとする。

(報酬の額)

第2条 役員報酬（以下「報酬」という。）の額は、次のとおりとする。

- (1) 常勤の理事長 年額 12,000,000 円
(月額 1,000,000 円)
- (2) 理事、監事の報酬は、勤務一日つき、10,000～40,000円
- (3) 評議員の報酬は、勤務一日につき、10,000 円とする。
- (4) 評議員選任・解任委員の報酬は、1回につき10,000円とする。

(職員である者の特例)

第3条 役員等がかつ社会福祉法人愛隣園職員である者に対しては、役員等としての報酬は支給しない。

(費用弁償)

第4条 役員等が業務を行うため旅行したときには、費用を弁償する。

- 2 費用弁償の額は、施設旅費規程の別表の区分を適用する。

(旅行命令)

第5条 役員等の旅行は、旅行命令によるほか、理事長の発する会議召集通知によることができる。

(準用規程)

第6条 この規程に定めるものを除くほか、役員等の報酬及び費用弁償の支給方法については施設職員の例による。

付 則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

この規程は、平成26年6月1日から施行する。

この規程は、平成29年4月1日から施行する。